

千葉市防災行政無線（同報系）戸別受信機取扱管理要領

（目的）

第1条 この要領は、千葉市が防災情報伝達手段確保のために設置する防災行政無線（同報系）戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の適正な管理及びその取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（責務）

第2条 戸別受信機を利用するもの（以下「利用者」という。）は、善良な管理者としての注意義務を負うとともに、戸別受信機の機能が十分発揮できるよう留意しなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）市長の承認を得ないで、戸別受信機の設置場所の変更をすること。
- （2）戸別受信機の改造等原形の変形をすること。
- （3）戸別受信機を他の者へ貸し出しすること。

（経費負担）

第3条 市長の経費負担は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）戸別受信機の設置及び撤去等に係る経費
- （2）善良な管理下において生じた故障及び破損の修理に係る経費
- （3）戸別受信機が老朽化し、使用不能となった場合の機器の交換に係る経費

（放送の方法）

第4条 放送の方法は次に掲げるとおりとする。

- （1）一斉放送
- （2）グループ放送
- （3）戸別放送

（解除）

第5条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、戸別受信機の利用を解除し、当該戸別受信機を撤収しなければならない。

- （1）利用者が本要領に違反したとき。
- （2）防災行政無線の管理運用上特に必要があると認めたとき。

（損害の賠償）

第6条 何人も、故意又は過失により戸別受信機に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか戸別受信機の管理取扱いについての必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。